

史跡秋田城跡保存管理基準表

沿革 昭和 53 年 3 月策定
昭和 62 年 3 月修正
平成 26 年 3 月修正
令和 7 年 3 月

地区区分	地区の概要	現状変更規制基準	現状変更に関する取扱い					土地買収の方針	備考
			新築	増改築	工作物の設置	地形の変更	木竹の伐採		
A 地区	外郭区画施設と城内枢要部および城外の重要遺構の存在が明確な地区である。	原則として史跡整備以外は許可しない。	認めない。	原則として全面改築・建て替えは認めない。維持のための改修は認める。	認めない。	認めない。	原則として認めない。	買収する。	<ul style="list-style-type: none"> 家屋は建て替えを要するものから逐次移転させ土地は買収する。 史跡公園として整備し活用を図る。
B 地区	同上 政庁南西部の一角および南西重要地域であるが市道土崎保戸野線沿いで人家が密集する地区である。	事前発掘調査を行い、史跡保存上支障のない場合は許可する。	原則として認めない。	原則として認める。	原則として認める。			原則として買収しない。 ただし、史跡保存上必要と認められた時は買収する。	<ul style="list-style-type: none"> 事前発掘調査を行い、史跡保存上必要と認められた時は A 地区に移行する。 整備計画に基づき必要に応じて A 地区に移行し、整備と活用を図る。
C 地区	同上 社寺有地。	原則として許可しない。	宗教活動上必要なもの以外は認めない。	宗教活動上必要なもの以外は原則として認めない。	宗教活動上必要なもの以外は原則として認めない。				
D 地区	同上 国有地＝池沼、その他 県有地＝県職員住宅跡地 市有地＝高清水小学校跡地、同グラウンド、共同墓地、市水道資材センター等		認めない。	原則として認めない。	原則として認めない。			買収しない。	<ul style="list-style-type: none"> 整備計画に基づいて整備し活用を図る。
E 地区	人家密集地区、公衆道路	原則として許可する。	原則として認める。	原則として認める。	原則として認める。		原則として認める。	原則として買収しない。	<ul style="list-style-type: none"> 未調査地区の現状変更は事前発掘調査後、原則として許可する。 重要遺構を発見した場合は A 地区に移行し、整備と活用を図る。

※現状変更規制基準等は平成 26 年 3 月修正段階から変更なし